

# 佐賀県医療センター好生館看護学院学則細則

## (趣旨)

第1条 この細則は、佐賀県医療センター好生館看護学院学則（以下「学則」という。）第34条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## (授業時間)

第2条 学院の授業時間は、次のとおりとする。

授業時限	授業時間
1	8：50～10：20
2	10：30～12：00
3	13：00～14：30
4	14：40～16：10
5	16：20～17：50

- 2 授業は、原則として第4時限目までに行うものとする。ただし、学院長が特に必要と認めた場合は第5時限目に行うことができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、実習時間は原則として8時30分から17時までとする。
- 4 講義及び演習の一単位時間は90分をもって2時間とし、実習の一単位時間は45分をもって、1時間とする。

## (授業科目)

第3条 学則第7条に規定する授業科目は、すべて必修とする。

### (欠課、欠席、休学及び復学の取り扱い)

第4条 欠課又は欠席が次の各号のいずれかに該当するときは、欠課時間及び欠席日数に算入しない。

- (1) 進学又は就職のための受験に必要な試験日及びその往復に要する日数
  - (2) 親族が死亡した場合において別表に定める日数及びその往復に要する日数
  - (3) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づき出席停止を命じた場合
  - (4) 被災、被災後の跡片付け、災害等による交通遮断その他欠席者の責めによらない理由で登校不能になった場合
  - (5) 前4項に掲げるもののほか、学院長が認める場合
- 2 1の授業時限を30分以上受講しない時は、2時間の欠課とみなす。ただし、実習については実習要綱に規定するところによる。
- 3 欠席日数を算出するときは、8時間の欠課をもって欠席1日とみなす。
- 4 学則第18条第2項で規定する「欠席が1月を超えるとき」とは、連続して欠席した日が31日を超えるときをいう。
- 5 病気、怪我等により休学する場合は、休学願に診断書を添付しなければならない。
- 6 病気、怪我等により休学した学生が復学する場合は、復学願に診断書又は診療情報報告

書を添付しなければならない。

(授業科目の評価)

第5条 授業科目の評価は、学期末又は授業終了後に行う。

- 2 授業科目の評価は、授業科目毎に、筆記・論文・レポート、口述、実技等講師が適当と認めた方法で行う。ただし、授業科目のうち実習の評価は、知識、技術、態度等を総合的に評価する方法で行う。
- 3 当該授業科目の授業時間数の3分の2以上受講しなかった者は、その授業科目の評価を受けることができない。ただし、補習の受講等により学院長が適当と認めた場合は、評価を受けることができる。

(追試験)

第6条 病気、怪我その他やむを得ない事由により前条に規定する評価を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、担当講師を経由して、追試験願を学院長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 追試験の成績は、得点の8割（得点が75点から60点までのときは、60点）とする。ただし、第4条第1項各号に掲げる事由により前条の評価を受けることができなかつたときは、この限りではない。

(再試験)

第7条 第5条に規定する評価又は前条第1項に規定する追試験を受け、合格点に満たない者は、再試験を受けることができる。この場合において、学院長が定める再試験に要する通信費、採点費用等の実費を負担しなければならない。

- 2 再試験を受けようとする者は、第5条に規定する評価又は追試験の合否発表の日から1週間以内に担当講師を経由して、再試験願を学院長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 再試験の成績は、得点が60点以上であっても60点とする。

(卒業の認定基準の取扱い)

第8条 学則第22条に規定する欠席日数の計算においては、既に他の大学等において履修していると認められた科目については、出席日数とみなす。

(処分)

第9条 学院長は、学生が試験中に不正行為を行った場合は、当該試験を不合格とするほか、厳重注意又は訓告、停学若しくは退学の処分を行うものとする。

- 2 学院長は、前項に掲げる場合のほか、厳重注意を行うことができる。

(会議等)

第10条 学院に次の会議及び委員会を置く。

- (1) 運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 実習指導者会議
- (4) 職員会議
- (5) 入学試験委員会

- (6) 学校評価委員会
- (7) 教育委員会
- (8) 保健委員会
- (9) 図書室運営委員会
- (10) 情報管理委員会
- (11) 高額教材購入検討委員会

- 2 運営会議は、学院長、副学院長、教務部長、学科主任及び実習主任並びに事務室の係長以上の職にある者をもって構成し、学院運営上重要な事項について協議する。
- 3 教務会議は、学科主任、実習主任、実習調整者、主任教員、専任教員をもって構成し、教務に関し必要な事項について協議する。
- 4 実習指導者会議は、実習主任、実習調整者、主任教員、専任教員及び実習施設の実習指導者をもって構成し、実習指導に関し必要な事項について協議する。
- 5 職員会議は、学院の常勤の職員をもって構成し、学院運営に関する事項について協議する。
- 6 第1項第5号から第10号までに掲げる委員会の構成員及び協議事項については、学院長が別に定める。

(様式)

第11条 学則及び学則細則の施行に必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 学則第14条に基づく入学書（様式第1号）
- (2) 学則第14条に基づく誓約書（様式第2号）
- (3) 学則第15条に基づく保証人変更届（様式第3号）
- (4) 学則第16条に基づく住所・氏名等変更届（様式第4号）
- (5) 学則第18条に基づく欠席（欠課）届（様式第5号）
- (6) 学則第18条に基づく休学願（様式第6号）
- (7) 学則第19条に基づく復学願（様式第7号）
- (8) 学則第20条及び第21条に基づく退（転）学願（様式第8号）
- (9) 学則第8条並びに細則第6条及び第7条に基づく再（追）試験願（様式第9号）
- (10) 学則第9条に基づく履修科目的単位認定願（様式第10号）

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第5条及び第6条の規定は令和4年1月1日以降に行う評価及び認定から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

死亡した者		日数
配偶者		10日
血族	父母	7日
	子	7日
	祖父母	3日
	孫	1日
	兄弟姉妹	3日
	伯叔父母	1日
	曾祖父母	1日
姻族	父母	3日
	子	3日
	祖父母	1日
	兄弟姉妹	1日
	伯叔父母	1日